

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和5年8月24日

独立行政法人水資源機構
筑後川局長 平山 周作

1. 目的

この歩掛参考見積の依頼は、筑後川局管内で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を依頼するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出して下さい。なお、参考見積書の様式は問いません。
提出期間：令和5年8月31日(木) から令和5年9月4日(月) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先
独立行政法人水資源機構 筑後川局長 平山 周作 宛
【担当】総務課 林田
〒830-0032 福岡県久留米市東町42-21 日本生命久留米駅前ビル4F
TEL 0942-34-7001 FAX 0942-37-8386
- (3) 提出方法
書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

- (1) 作業項目及び作業内容
業務内容の詳細については、別紙-1に示す業務内容について、別紙-2の項目毎に必要な技術者の員数を検討ください。なお、別紙-1に示す「既往業務報告書」（抜粋）の閲覧を希望する場合、3.(2)の担当者に申し出てください（PDFデータを送付します）。
- (2) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲
 - ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
 - ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（1）「作

業項目、作業内容」を実施する為に必要な技術者、資機材の人数等を徴取します。

③見積の有効期限は、令和6年3月31日まででお願いします。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和5年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 依頼書に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和5年8月24日(木) から令和5年8月29日(火) まで

持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所：3. (2) に同じ。

(3) 提出方法：3. (3) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和5年8月30日(水) から令和5年9月4日(月) まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. その他

(1) この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

(2) 提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

—以 上—

業務内容

第１節 業務目的

本業務は、令和５年７月１０日の寺内ダムにおける防災操作実績を踏まえて、寺内ダム再生事業における暫定操作の方法を検討し、その効果をとりとめるものとする。

なお、暫定操作とは利水容量の振替が可能となった時点で実施する操作を想定しており、寺内ダムの洪水調節容量が現行の 700 万 m³ から 77 万 m³ 増加し、777 万 m³ に増量された状態での操作である。

第２節 業務内容

2-1 計画準備

受注者は、設計図書及び貸与資料等に基づき業務目的及び業務内容を十分に把握したうえで、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2-2 現況操作における防災操作効果整理

調査職員が別途貸与する寺内ダム防災操作資料（令和５年７月１０日出水）及び洪水痕跡調査資料より、ダム下流部における寺内ダム防災操作の効果を整理する。

操作効果を整理するにあたって、現況は洪水痕跡調査資料を利用し、寺内ダムがなかった場合の検討として、既往業務報告書に示す氾濫解析モデルと同等のモデルを構築し、次に示す条件で氾濫解析を行い、浸水面積等（浸水面積、氾濫ボリューム、浸水世帯数、浸水区域内人口）を算定するとともに、浸水想定図を作成するものとし、その比較により防災操作の効果を整理する。

（氾濫解析条件）

- ① 検討ケース : 寺内ダムがなかった場合（流入量＝放流量）
- ② 対象区間 : 佐田川直轄区間
- ③ 対象降雨 : R 5. 7 降雨（寺内ダムが緊急放流を実施した際の降雨）
- ④ その他の条件 : 既往業務報告書と同様の条件とする。

なお、資産データは最新の統計データを使用するものとする。

2-3 寺内ダム再生暫定操作方法検討（規程操作）

2-2 と同様の出水について、寺内ダム再生事業における暫定操作の方法を検討するものとする。

暫定操作の方法としては、今回の出水において実施した緊急放流を回避また軽減する方法を検討するものとし、規程操作の検討として、現状の一定率（90m³/s-120m³/s）一定量操作（120m³/s）と一定量操作（120m³/s）を比較し、その効果を確認するものとする。

2-4 寺内ダム再生暫定操作方法検討（異常洪水時防災操作）

2-2 と同様の出水について、寺内ダム再生事業における異常洪水時防災操作の方法を検討し、整理を行うものとする。

【別紙－１】

検討にあたっては「ダム機能を最大限活用する洪水調節方法の導入に向けたダム操作規則等点検要領及び同解説書（平成 29 年 7 月）」（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）（以下「点検要領」という。）、第 3 章異常洪水時防災操作に関する点検を参考に行うものとする。

2-5 寺内ダム再生暫定操作方法検討（浸水想定図の作成）

2-4 の検討において、最も効果が高いと評価された洪水調節方法について、下流河川への影響を評価するため、2-3 で構築した解析モデルを用いて氾濫解析を行い、浸水面積等（浸水面積、氾濫ボリューム、浸水世帯数、浸水区域内人口）を算定するとともに、浸水想定図を作成するものとする。

2-6 報告書作成

受注者は、各項目の結果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

以 上

